

□■受験対策ミニ講座 18号 2020□■

季節は大寒、木々は芽吹き準備をしています。体調を整え、今の自分に向き合い、精いっぱいできることをしておきましょう。まだ十分ではない科目があっても大丈夫、試験準備に“完璧”はありません。今回の直前サバイバル作戦は苦手科目対策。過去問は、試験最終科目の「更生保護制度」としました。まだ、最後の科目まで進んでいない人も、過去問を通して基本事項を押さえておきましょう。

【27回 148 更生保護制度】

保護観察官と保護司に関して適切なものを1つ選びなさい。

- 1 保護司には、一定の刑に処せられた者のほか、成年被後見人又は被保佐人はなれないなどの欠格条項が定められている。
- 2 保護観察官同様に保護司にも、国家公務員法が全面的に適用される。
- 3 保護司の任期は2年であり、対象者との関係が適正に保たれるように、原則として再任はされない。
- 4 対象者の福祉的支援を含む補導援護については保護司が担い、遵守事項を守らせるための指導監督は保護観察官が担っている。
- 5 更生保護活動への社会的関心の高まりに伴い、ここ数年、全国の保護司定数は毎年増員されている。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column . . . . .

【苦手科目は急がば回れ】

試験当日は時間配分を意識して、超難問にはラッキーナンバーを塗って先に進むことがこの試験の常識であることは、すでにお伝えした通りですが、0点科目を出さないための工夫も必要です。

「社会福祉は学際的分野」といわれ、どの科目にも他の科目で得た知識を動員すれば取り組めそうな問題があり、難しそうな科目に“サービス問題”が隠れていることもあります。

例えば、「社会調査の基礎」では、調査にあたっての倫理に関することは、「社会福祉士の倫理綱領」に沿って考えることができます。基本となる知識は「相談援助系」の科目です。

「権利擁護と成年後見制度」では、憲法や民法の一般教養的な問題が出ることがあります。虐待防止三法は、児童・高齢・障害分野と絡めて、ここで整理しておきましょう。

「低所得者に対する支援と生活保護制度」では、最近の動向や政策に関する出題があります。生活困窮者自立支援法による「生活保護手前での支援」は、社会保障・就労支援サービスの科目と重なり、学習支援など「子どもの貧困対策」は児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度と重なります。

「更生保護制度」に馴染みのない人は、原点に戻ってテキストに目を通してみてください。日本で独自に発展した保護司制度は、再犯防止の取り組みとして、今、海外からも注目されています。この科目は非行・触法・犯罪少年など、児童福祉の発展と深くかかわります。

「社会理論と社会システム」もテキストに戻ると良い科目かもしれません。「現代社会をどのように理解するか」…ひと通り、試験勉強をしたあとでテキストに戻るとご自身の理解が深まっていることが確認できると思います。難解な用語もありますが、繰り返し出題されている項目も多い科目です。

いろいろな科目にまたがった知識を整理すること、原点に戻って基本的なことを確認することが、「苦手科目」へのアクセスとなります。

■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【27回 143：解説と正解】

- 1〇
- 2× 保護司の身分は非常勤国家公務員なので、「国家公務員法」が全面的に適用されるわけではありません。
- 3× 保護司の任期2年は〇ですが、再任できます。

4× 保護司は地域にネットワークを持つ民間篤志家です。選択肢のような役割分担があるわけではありません。

5× 保護司の定数は「保護司法」で定められていますが、なり手不足の状態が続いています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus